

日野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣旨

日野市（以下、「市」という。）では、気候変動適応法に基づき、市内の公共施設と民間施設を指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）として指定し、熱中症による健康被害の防止の取り組みを始めました。

つきましては、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2 指定施設の実施事項

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨がわかるもの（ポスター等）の掲示
- (2) 休息用の椅子等の準備（既設・常設のもの、休息者の利用時のみでも可）
- (3) 冷房設備の適切な管理
- (4) 環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際には、開放可能日等は必ず開放すること。ただし、施設休館日などは除く。
(環境省の熱中症警戒アラート等のメール配信サービスに登録すると、速やかに情報を入手することができます。)

3 応募資格

応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有する施設
- (2) 利用者が休息できる椅子等を設置できる施設
- (3) 市と「気候変動適応法に基づく日野市指定暑熱避難施設に係る協定書」を締結し、施設の名称、所在地、開放日時、受入可能人数の公表に同意できること

4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、毎年6月1日から10月31日でとします。ただし、運用期間中に協定を締結した場合は、締結日からの運用とします。

実施することができる日及び時間等は、各施設の実情に応じます。

5 募集期間

随時受付とします。

6 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載の上、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法によって、市環境共生部環境政策課に提出してください。

7 応募後の流れ

- (1) 市にて、応募内容の確認
- (2) クーリングシェルターとしての指定（協定締結）
- (3) 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示するポスター等の配布
- (4) 施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) 運用開始

8 物資の配布

市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) 施設が市指定のクーリングシェルターである旨を表示したポスター等の配布
- (2) 熱中症対策物品の配布
- (3) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (4) 熱中症特別警戒情報の発表時の情報提供

9 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問い合わせ先

〒191-8686 日野市神明1-12-1

日野市役所 環境共生部環境政策課

TEL : 042-514-8294

FAX : 042-581-2516

E-mail : kankyo@city.hino.lg.jp